

岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱運用方針

平成 26 年 3 月 24 日 決裁

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

令和元年 7 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

第 1 この運用方針は、岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 22 条の規定により、岡山市 I T ・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 一般的事項

- 1 事業所の建設に着手した日とは、原則として工事に係る契約における建設着工日とする。ただし、その日よりがたいと認められる事情がある場合は、工事に実際に着手した日とする。
- 2 事業所の賃借とは、事業所を開設する目的で賃貸借契約を締結しているものをいう（住居と兼用の場合等は対象外）。
- 3 次に掲げる確認項目においては、補助事業者に会社法第 2 条（平成 17 年法律第 86 号）に規定する親会社及び子会社の関係にある法人がある場合は、当該法人を補助事業者と同一の会社として取り扱うものとし、その場合においては、親会社及び子会社の関係にあることを証する書類（親会社及び子会社の株主名簿、有価証券報告書等）を、認定申請書及び補助金交付申請書に添付すること。
 - (1) I T ・デジタルコンテンツ産業等を主たる事業として引き続き 3 年以上継続して営んでいる営利法人の確認
 - (2) 新規常用雇用者の確認
 - (3) 事業所の賃借等を行う者の確認

第 3 事業所整備費について

- 1 補助金の交付申請時に添付する事業所整備費又は賃料等が確認できる書類については、事業所整備に係る契約書、賃貸借契約書、見積書、請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は、「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。
- 2 原則として、現金及び回し手形での支払は認められない。

- 3 手形による支払の場合、手形の決済が完了していることが必要である。

第4 常用雇用者について

- 1 次のいずれかに該当する者は、要綱第2条第10号イに定めるものとみなす。
 - (1) 一定期間（1箇月、6箇月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上要綱第2条第10号イと同様の状態にあると認められるもの。
 - (2) 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上要綱第2条第10号イと同様の状態にあると認められるもの
- 2 退職者補充のための雇用は、要綱第3条各号に規定する新規常用雇用者の人数には含まない。
- 3 立地決定日から補助金の交付申請を行う日までの間に新たに常用雇用された者を市内の既存事業所等で就労させ、当該既存事業所で常用雇用していた者を認定事業所に振り向けた場合にあつては、当該既存事業所の新規就労者（認定事業所に振り分けた人数が上限）及び要綱第2条第11号に該当する者の合計人数を新規常用雇用者数とする。

第5 その他の事項

- 1 書類の提出部数は各1部とする。
- 2 要綱第2条第9号の市長の認める日とは、4月1日が週休日（岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）第3条第1項本文に規定する週休日をいう。以下同じ。）に当たる場合で、4月1日から引き続く週休日の間に補助対象事業に係る新規常用雇用者を雇用し、4月1日から当該週休日後で直近の週休日でない日までに要綱第6条の規定による補助対象事業の認定の申請があり、かつ、当該申請の内容が適当と認められるときにあつては、当該新規常用雇用者を最初に雇用した日とする。
- 3 居所を有することの確認においては、公共料金の領収書、賃貸借契約書等により行うものとする。
- 4 認定の申請は、要綱第6条の規定により、市長に対して「賃貸借契約日又は事業所の建設工事に着手する日の前日までに」行うこととされているが、特別な事情があつて遅れる場合は、あらかじめ市へ協議するものとする。
- 5 この運用方針は、補助金の交付に関し必要となる事務処理事項の基本を定めたものであり、個々具体的なケースについては、これを基準としてそのつど市長が定めるものとする。